

令和元年度

(平成30年度事業)

泉大津市教育委員会

教育事務の管理及び執行の状況に

関する点検及び評価結果報告書

泉大津市教育委員会

目 次

	頁
教育に関する事務の点検及び評価について	1
令和元年度(平成30年度事業)教育に関する事務の点検及び評価フロー図	5
点検及び評価対象事業(平成30年度事業)と地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務との関係	6
事務事業評価シート(概要説明書)	
○ 小学校給食事業	7
○ ALT派遣事業(英語指導助手派遣事業)	9
○ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	11
○ 青少年育成事業(生涯学習課)	13
○ 青少年育成事業(スポーツ青少年課)	15
○ 留守家庭児童会運営事業、留守家庭児童会指導員配置事業、 留守家庭児童会維持管理事業	17
令和元年度泉大津市教育委員会教育事務の 管理及び執行の状況に関する点検及び評価	{ 1 外部委員の評価等 19 2 教育委員会の評価等21
資 料	
○ 令和元年度(平成30年度事業)泉大津市教育委員会教育事務の 管理及び執行の状況に関する点検及び評価 実施イメージ	24
○ 関係法令等	25
○ 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に 関する点検及び評価外部委員名簿	27
○ 泉大津市教育委員会所管の教育施設	28
○ 教育施設の状況	29
○ 教育委員会事務局職員	30

教育に関する事務の点検及び評価について

1 概 要

(1) 法 的 根 拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことと規定されている。

また、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものと規定されている。

なお、点検及び評価の項目や報告書の様式、議会への提出（報告）、公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえ決定することとしている。

(2) 学 識 経 験 者 の 知 見 の 活 用 に つ い て

教育に関する事務の点検及び評価の客観性を確保するため、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされている。

学識経験者とは、評価の客観性を確保するという趣旨から、必ずしも教員経験者や大学の研究者等、専門家でなければならないということではなく、教育委員や現職教員、事務局職員ではない者で、教育に関して、公正な意見を述べることが期待される者を想定している。

(3) 実 施 時 期

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、点検及び評価は毎年行うこととされており、令和元年度の点検及び評価については、平成31年3月～令和元年7月に実施し、報告書を議会へ提出するとともに公表することとしている。

2 点検及び評価の手法

本市教育委員会では、平成20年11月に制定した「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱」により、学識経験者の意見を聴取し、実施した。

(資料p. 26参照)

(1) 実施方法

①点検及び評価の年次

点検及び評価を行う前年度（平成30年度）の事務の管理及び執行の状況

②点検及び評価の単位

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務のうち、原則として、事業内容、手法等において改善の余地・可能性があると考えられる事業、費用対効果の点で見直しが必要ではないかと考えられる事業、事業効果、成果が不明確であると思われる事業の視点から外部委員との議論が有意義と考えられる事業を、本市予算書における事務事業項目に基づき選定し、対象事業として点検及び評価を行う。

③点検及び評価の方法

各事業の目標に対して、その取組状況及び目標達成度（率）を担当課にて定性的に評価

④点検及び評価の観点

- ・事業の概要、事業費
- ・事業実績・成果、業務効率化の可能性
- ・これまで実施した事務の見直し点、課題（問題点）、今後の方向性

(2) 点検及び評価の経過

年 月 日	会 議 等	内 容
平成31年3月20日	教育委員会会議 定例会	○教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
令和元年5月17日	教育委員会 事務局	○令和元年度点検及び評価対象事業の抽出
令和元年6月3日	第1回 外部委員会会議	○令和元年度外部委員の委嘱と点検及び評価の手法等について ○第2回外部委員会会議における令和元年度点検及び評価対象事業の抽出
令和元年7月1日	第2回 外部委員会会議	○外部委員と教育委員各事業担当課との質疑応答及び点検並びに評価、講評について

(3) 学識経験者の知見の活用について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員」を設置した。

委員は2人で組織し、教育委員会より委嘱した。委員の任期は、年度内。

①委員の構成

大学 教授	1人
大学 准教授	1人
合計	2人

(資料p. 27参照)

②外部委員会議の開催状況

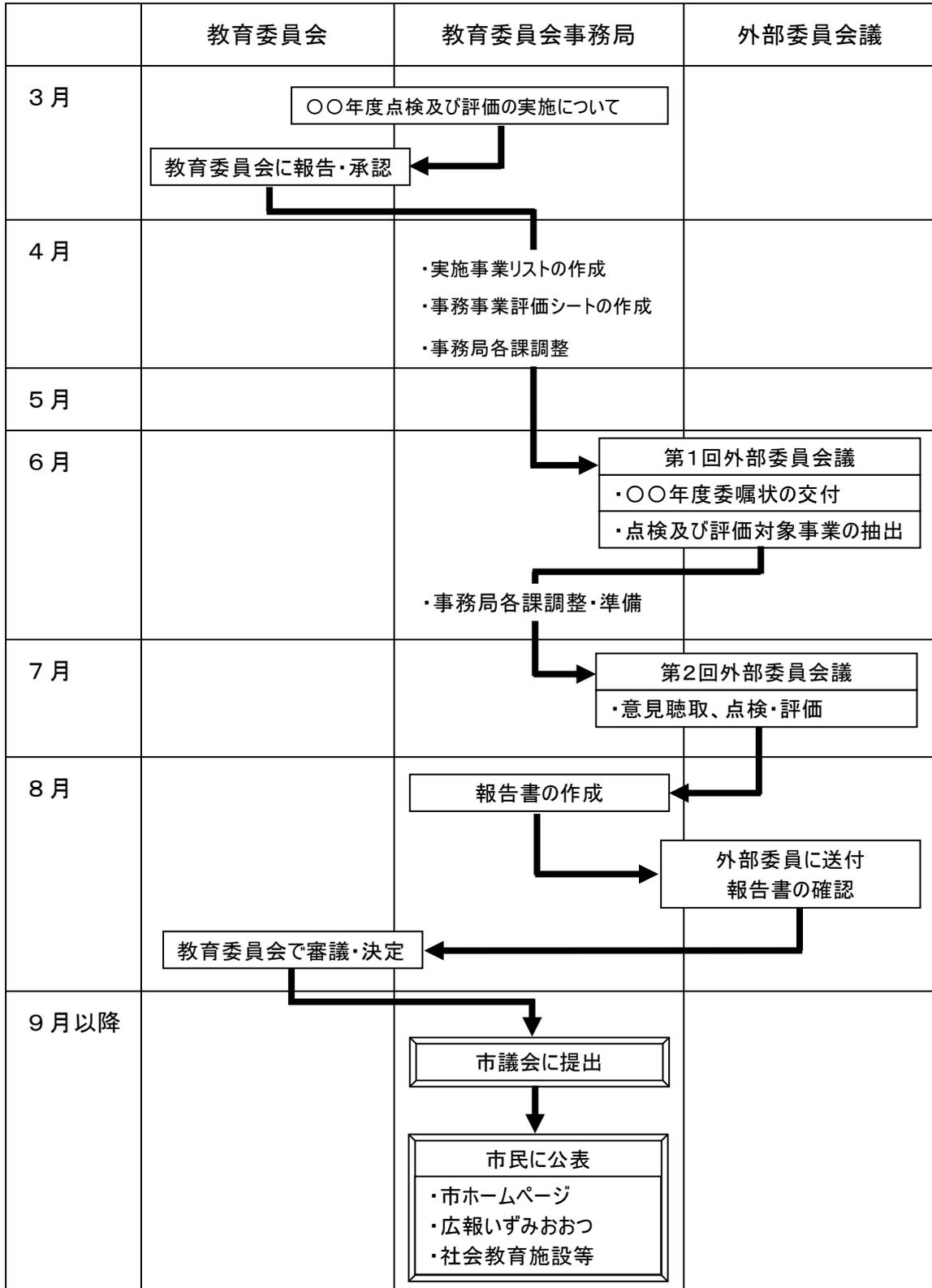
区分	開催日	内容
第1回	令和元年6月3日	令和元年度外部委員として、泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱第3条の規定により委嘱し、委嘱状を交付。
		令和元年度点検及び評価の実施について、評価対象事業の基本的な選出基準及び書類選考等の経緯について説明。
		外部委員に対し教育委員会各事業担当課が事業概要を説明し、質疑応答ののち第2回外部委員会議における令和元年度点検及び評価対象事業を抽出。
第2回	令和元年7月1日	第1回外部委員会議において抽出された各事業について、外部委員と教育委員会各事業担当課との質疑応答及び議論を通じ、外部委員が各事業について点検並びに評価し、事業ごとの講評と全体講評を行った。

(4) 市民への公表

点検及び評価結果は、市ホームページ及び社会教育施設等で公表するとともに、その旨を広報いずみおおつで市民に周知する。

令和元年度（平成30年度事業）

教育に関する事務の点検及び評価フロー図



点検及び評価対象事業(平成30年度事業)と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務との関係

評価対象事業	教育に関する事務	
小学校給食事業 【教育政策課】	第11号	学校給食に関すること。
ALT派遣事業(英語指導助手派遣事業) 【指導課】	第5号	教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 【指導課】	第9号	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
青少年育成事業(生涯学習課) 【生涯学習課】	第12号	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
青少年育成事業(スポーツ青少年課) 【スポーツ青少年課】	第12号	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
留守家庭児童会運営事業・留守家庭児童会指導員配置事業・留守家庭児童会維持管理事業 【スポーツ青少年課】	第9号	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	①就学前・学校教育	③	学校教育の充実

事業名	小学校給食事業	担当課名	新	教育政策課
			旧	

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他	事業の執行方法		<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他	
法令根拠	<input type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り		(具体的な法令、条例名等) 学校給食法		

(事業の目的・趣旨)

児童に安心して安全な学校給食を提供することにより、心身の健全な発達、食育の推進を図ること等を目的とする。

(事業概要等)

- ・小学校給食調理業務委託(調理、配缶・配膳、食器・食缶・調理機器の洗浄消毒、残さい等の処理、施設及び設備の清掃・点検、設備機器及び使用物品の管理、衛生管理)
- ・小学校給食実施のための環境整備(必要物品の購入や施設の修繕等)
- ・学校給食会の運営

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	R元 (予算額)	備考
事業費総額(千円)	131,620	135,605	130,590	149,085	
【参考】 財源内訳 (千円)	国庫支出金				
	府支出金	16,700	14,300	18,200	
	地方債				
	その他特定財源				
	受益者負担・商品分布収入等				
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	消耗品費				487
	印刷製本費				185
	修繕料				279
	役務費				361
	委託料				128,754
	備品購入費				524

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	元年度 目標値
給食の食材における大阪産物資の使用率	%	14.6	14.1	16	16
1日の1人当たり給食残量(食べ残し) 年間平均	g	8.67	9.86	10.78	9
(指標を設定できない理由)					
(成果の概要)					

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	○	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	アウトソーシング 不可能
IT化等の可能性		IT化等により業務の効率化が 可能	○	IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない
庁内事業との 統合・連携の可能性		類似事業があり 統合・連携可能性あり	○	類似事業はあるが 統合・連携可能性なし
				類似事業なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	<p>食物アレルギー対応の一環として、これまで飲用牛乳のみであった停止に伴う返金対応を、パンについても実現した。また、回数増が望まれている米飯提供回数について、平成28年度より週3回から週3.25回に、平成29年度から週3.5回に増加した。</p>
--------------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	<p>調理段階の卵類を対象とした除去食を提供しているが、食物アレルギーを有する児童が増加する中、卵以外を対象とした除去食の提供について検討が必要である。また、アレルギー対応など、きめ細やかな給食対応が求められる中、栄養教諭・栄養職員未配置校においても安定した対応を取れるような体制を確立する必要があるとともに、栄養教諭の増員が望まれる。さらに、衛生管理の観点から給食調理室のドライ化など、限られた予算の中で、衛生管理基準に適合した施設・設備の整備が求められる。加えて、教職員の働き方改革及び学校給食費の適正管理の観点から、現在学校における私会計で管理している学校給食費の公会計化が望まれている。</p>
---------	---

【今後の方向性】

担当課の 評価	A 現行どおり	(左記評価の理由) 安心安全な給食提供を今後も安定して続けていくため、調理業務の委託継続により、学校給食の水準を維持するとともに、委託業者のノウハウを活用しながら児童のアレルギー対応について統一した対応を進めている。
改革・改善 策等の具体 的内容	どの学校でも安定したアレルギー対応を取ることができるよう、アレルギー対応の手引きを適宜更新していくほか、アレルギーに係る事故やヒヤリハット事例を全校で共有すべく各校に対し教育政策課への報告を求めていく。また、学校給食費の公会計化について検討を進める。	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	①就学前・学校教育	② ③	就学前教育の充実 学校教育の充実

事業名	ALT派遣事業(英語指導助手派遣事業)	担当課名	新 旧	指導課 指導課
-----	---------------------	------	--------	------------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他	事業の執行方法		<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他
法令根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り			
(具体的な法令、条例名等)				
(事業の目的・趣旨) 外国人英語指導助手を派遣し、小・中学校での外国語活動・英語教育の充実及び国際理解教育の進展を図り、児童・生徒の国際感覚及びコミュニケーション能力を高める。				
(事業概要等) 英語での挨拶や身近な会話などネイティブの英会話に触れる機会とともに、授業等において積極的なコミュニケーションの場面を設け、児童・生徒の発達段階に応じた英語活動を行うことを通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の生活・文化などに触れる機会を持つ活動を行っている。				

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	R元 (予算額)	備考
事業費総額(千円)	8,240	8,619	7,617	9,100	
【参考】 財源内訳 (千円)	国庫支出金				
	府支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
	受益者負担・商品分布収入等				
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	委託料				7,617

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	元年度 目標値
ALTのスキルに関するアンケートの肯定的回答	校	/	/	8	11
(指標を設定できない理由)					
(成果の概要)					
児童・生徒は外国人英語指導助手との時間を楽しんで活動しており、国際感覚やコミュニケーション能力の基礎が段階的に育まれている。小学校5・6年生および中学1・2年生では、発達段階に応じてより積極的に英語のコミュニケーション活動が求められる場面を設けるなど、コミュニケーション能力の向上に寄与している。					

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	○	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	アウトソーシング 不可能
IT化等の可能性		IT化等により業務の効率化が 可能	○	IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない
庁内事業との 統合・連携の可能性		類似事業があり 統合・連携可能性あり	○	類似事業はあるが 統合・連携可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・配置形態について、業務委託から派遣への転換を図った。 ・ALTの質的向上を図るための方策として、ALT1人あたりの勤務日数確保やプロポーザル時期の再考などを行った。
--------------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	<p>新学習指導要領の改訂に伴って、令和2年度から小学校5・6年の教科化ならびに3・4年の外国語活動が本格実施される。義務教育7年間における外国語指導に際し、児童・生徒の外国語能力、特に英語を使って思いを伝える力をいかに系統立てて育成していくのかが強く求められており、そのためにも、良質のALTの確保が必須と考えている。</p>
---------	--

【今後の方向性】

担当課の 評価	B 要改善	<p>(左記評価の理由)</p> <p>ネイティブ(第2言語ではなく、公用語が英語になっている国)のALTを派遣してもらう必要がある。また、派遣回数も拡充していく必要がある。</p>
改革・改善 策等の具体的 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブや経験豊富なALTを派遣するなど、授業の質的向上を図る。 ・各小・中学校への派遣回数の増加を図る。 	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	①就学前・学校教育	③	学校教育の充実
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	①就学前・学校教育	④	青少年育成

事業名	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	担当課名	新 旧	指導課 指導課
-----	--------------------	------	--------	------------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他	事業の執行方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他
法令根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等)			

(事業の目的・趣旨)

子どもたちが安全で安心した教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備する。

また、子どもたちが豊かな学校生活を過ごすための学校規律の確立と学習環境づくりを図るため、教職員との連携のもと、生徒指導上の様々な課題の未然防止、早期発見・早期解決を支援する。

(事業概要等)

警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、通学路の巡回指導をはじめ評価等の実施を行う。各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価、スクールガードに対する指導等を行う。また、こどもサポートセンターは、教職員等と連携し、問題行動及び学校不応の兆候が見える児童生徒の支援や関係諸機関との連携に関する助言等、校長及び教職員に対する支援を行う。

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	R元 (予算額)	備考
事業費総額(千円)	4,504	6,151	6,366	6,502	
【参考】 財源内訳 (千円)	国庫支出金				
	府支出金		900	1,101	1,047
	地方債				
	その他特定財源				
	受益者負担・商品分布収入等				
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	報酬				4,229
	報償費				1,669
	旅費				345
	需用費				92
	役務費				31

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	元年度 目標値
スクールガードリーダー配置日数(1人あたり)	日	84	83	71	100

(指標を設定できない理由)

(成果の概要)

子どもが巻き込まれる事件が年々増加している中、本市における児童生徒を対象とした犯罪等は減少の傾向にあり、本事業が一定の抑止力となっていると考える。また、地域や保護者等の防犯意識啓発のための一役を担っていると考えられる。

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	○	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	アウトソーシング 不可能
--------------	---	-------------------------	--------------------------	-----------------

IT化等の可能性		IT化等により業務の効率化が 可能	○	IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない
----------	--	----------------------	---	-----------------------------

庁内事業との 統合・連携の可能性		類似事業があり 統合・連携可能性あり	○	類似事業はあるが 統合・連携可能性なし	○	類似事業なし
---------------------	--	-----------------------	---	------------------------	---	--------

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	特にございません。
--------------	-----------

【課題(問題点)】

課題(問題点)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードリーダーは警察官OB、こどもサポートセンター活動員は校長OBと警察官OBから選出していることより、今後における安定的な人材確保が課題である。 ・現行の配置日数では年間を通じた十分な配置には至っていない現状があり、スクールガード・リーダーの人数増加ならびに配置日数の増加が求められる。
---------	--

【今後の方向性】

担当課の 評価	B 要改善	(左記評価の理由) 児童の安全確保、地域の防犯意識の向上に向けて、今後とも本事業は必要であるが、平成27年度に起きた寝屋川市での事件をはじめ、近年の青少年を取り巻く環境がさらに変化してきたことを受け、子どもたちの安全確保に向けた体制整備が求められる。
改革・改善 策等の具 体的内容	特にございません。	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	②青少年育成	1	健全育成の環境づくり

事業名	青少年育成事業(生涯学習課)	担当課名	新 旧	生涯学習課
-----	----------------	------	--------	-------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他	事業の執行方法		<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他	
法令根拠	<input type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等)				

(事業の目的・趣旨)

本市の青少年健全育成のために、育成機会を創出する。

(事業概要等)

・健全育成のための音楽活動(吹奏楽団)を指導する講師謝礼の支出
 ・社会教育の振興に資することを目的に、市民が体験学習をはじめ、自然に親しみ、健康の増進と心身のやすらぎ及びふれあいを図るため、他市町村等の設置する研修施設で、泉大津市が契約する施設を利用するにあたり、その費用の一部を助成する。

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	R元 (予算額)	備考
事業費総額(千円)			536	560	
【参考】 財源内訳 (千円)	国庫支出金				
	府支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
	受益者負担・商品分布収入等				
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	報償費				510
	負担金、補助及び交付金				26

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	元年度 目標値
市民研修施設補助金利用者数	人	50	44	26	50

(指標を設定できない理由)

(成果の概要)

市民の社会教育活動が推進された。

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	○	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	アウトソーシング 不可能
IT化等の可能性	○	IT化等により業務の効率化が 可能		IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない
庁内事業との 統合・連携の可能性		類似事業があり 統合・連携可能性あり	○	類似事業はあるが 統合・連携可能性なし
				類似事業なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	市民研修施設の見直しを行った。
--------------	-----------------

【課題(問題点)】

課題(問題点)	市民研修施設利用料に対し補助しているが、その目的や手法・内容を精査する余地がある。
---------	---

【今後の方向性】

担当課の 評価	A 現行どおり	(左記評価の理由) 現行の取組を進める一方で、事業内容や手法を精査する余地がある。
改革・改善 策等の具体 的内容		

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	②学びあうひとづくり彩りあるまちづくり	②青少年育成	1	健全育成の環境づくり

事業名	青少年育成事業(スポーツ青少年課)	担当課名	新旧	スポーツ青少年課
-----	-------------------	------	----	----------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分	一般会計	
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民	<input type="checkbox"/> 企業	事業の執行方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 全部委託
	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他		<input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働	<input type="checkbox"/> その他	
法令根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等)					

(事業の目的・趣旨)

学校・家庭・地域が一体となって青少年の社会への興味・関心を育み、学習や活動を支援していくことで、青少年が夢を持って社会参画できるまちをめざす。

(事業概要等)

- ・青少年問題に関する総合的な審議を行う市の付属機関「青少年育成協議会」の運営
- ・青少年環境整備啓発推進員及び少年補導協助手員に対する報償費
- ・小中学生リーダー育成講習の実施に伴う委託料
- ・少年少女合唱団への委託料
- ・自然体験学習の実施に伴う委託料並びにバス及び施設借上料

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	H31 (予算額)	備考
事業費総額(千円)	3,224	2,721	2,048	2,355	
【参考】 財源内訳 (千円)	国庫支出金				
	府支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
	受益者負担・商品分布収入等				
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	報酬、報償費、旅費				196
	役務費				3
	委託料				1,538
	使用料及び賃借料				311

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	31年度 目標値
大阪府青少年健全育成条例に規定する有害図書類に関する違反店舗数	件	0	0	0	0
こども体験学習参加者数	人	30	30	30	30
(指標を設定できない理由)					
(成果の概要)					
毎年、有害図書類に関する調査の実施により一定の抑止力が働き、違反店舗数ゼロという結果につながっていると考えられる。					

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	<input type="radio"/>	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	<input type="radio"/>	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	<input type="radio"/>	アウトソーシング 不可能
IT化等の可能性	<input type="radio"/>	IT化等により業務の効率化が 可能		<input type="radio"/>	IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない	
庁内事業との 統合・連携の可能性	<input type="radio"/>	類似事業があり 統合・連携可能性あり	<input type="radio"/>	類似事業はあるが 統合・連携可能性なし	<input type="radio"/>	類似事業なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	<p>平成26年度において、青少年育成協議会条例を制定し、市の付属機関として「青少年育成協議会」を設置した。</p> <p>平成27年度においては、本市の青少年育成のための総合的な施策の審議を行い、重点課題の設定等を行った。</p>
--------------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	<p>「青少年育成協議会」をどのように運営していくかが課題としてあげられる。また、青少年に関連する問題が複雑・多様化しており、今後は青少年の自立支援に係る対応などの取り組みも求められる。</p>
---------	---

【今後の方向性】

担当課の 評価	B 要改善	<p>(左記評価の理由)</p> <p>「青少年育成協議会」の運営方法について改善が必要なため。</p>
改革・改善 策等の具体 的内容	<p>更なる学識経験者の活用や市民公募による委員を確保することで、「青少年育成協議会」の充実を図り、複雑・多様化している青少年問題への対策を進めていきたい。</p>	

第4次総合計画 の位置づけ	政策名	基本施策名	NO	施策の展開方向
	③誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり	①子ども・子育て支援	2	充実した就学前教育・子育て環境の提供

事業名	留守家庭児童会運営事業、留守家庭児童会指導員配置事業、留守家庭児童会維持管理事業	担当課名	新 旧	スポーツ青少年課
-----	--	------	--------	----------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	昭和54	～	終了年度		会計区分	一般会計
事業(補助)対象	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他		事業の執行方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他			
法令根拠	<input type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り		(具体的な法令、条例名等) 児童福祉法第21条の9及び10				
(事業の目的・趣旨) 留守家庭児童の安全確保と生活指導を行い、青少年健全育成を図る。							
(事業概要等) 各小学校に放課後児童クラブ(仲よし学級)を開設し、放課後に生活指導や生活習慣等の習得を図る。							

【事業費】

項目/年度	H28 (決算額)	H29 (決算額)	H30 (決算見込額)	R元 (予算額)	備考
事業費総額(千円)	94,751	99,521	97,984	105,519	
【参考】 財源内訳 (千円)					
国庫支出金	18,801	19,548	17,423	21,129	
府支出金	18,801	19,548	17,423	21,129	
地方債					
その他特定財源					
受益者負担・商品分布収入等	38,272	40,616	45,438	41,852	
平成30年度事業費内訳(単位:千円)	費目				金額
	報償費、旅費、報酬、賃金				93,320
	需用費、役務費、備品購入費				2,219
	使用料及び賃借料、委託料				2,371
	負担金・補助及び交付金				54
	貸付金				20

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	28年度 実績値	29年度 実績値	30年度 実績値	R元年度 目標値
指導員の資質向上やプログラム充実のための研修会の実施	回	10	9	10	10
指導員の資質向上やプログラム充実のための研修会参加助成対象者の拡大	人	9	5	7	7
大学・他団体と連携したイベント回数	回	12	14	11	12
(指標を設定できない理由)					
(成果の概要) ・保護者が安心して児童を通わせることができるよう指導員の資質向上を図るための研修を実施した。また、長時間開設時でも児童が楽しく過ごせるようプログラムの充実を図るため、様々な遊び方を学ぶ研修を実施した。 ・企業や地域で活動している方と連携したイベントを実施し、事業運営の充実を図った。					

【業務効率化の可能性】

アウトソーシングの可能性	アウトソーシング済 (全部、一部含む。)	○	アウトソーシング可能 (全部、一部含む。)	アウトソーシング 不可能
IT化等の可能性	IT化等により業務の効率化が 可能		○	IT化等による業務の効率化は 現時点では望めない
庁内事業との 統合・連携の可能性	類似事業があり 統合・連携可能性あり		類似事業はあるが 統合・連携可能性なし	○ 類似事業なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの 改善点	他課や地域住民と連携し、児童が遊びを通じて地域文化や地域環境を学習する機会を増やした。
--------------	---

【課題(問題点)】

課題(問題点)	子ども・子育て新制度施行により留守家庭児童会利用者の対象学年が6年生までになり、小学校に就学する全ての者が対象になり、また、共働き家庭が増加の一途をたどっていることから申込者数も増加している。一方で施設面において十分な受け入れ体制が確保できていない校区がある。
---------	--

【今後の方向性】

担当課の 評価	B 要改善	(左記評価の理由) 留守家庭児童会に対する保護者からのニーズは年々高まる傾向にあるため。
改革・改善 策等の具体 的内容	現在は直営で実施しているが、指定管理者制度の導入あるいは業務委託についても、他市の動向も踏まえながら検討していく必要がある。 また、保護者からのニーズが益々高まっており、仲よし学級の開設時間の拡大や環境整備なども併せて検討する必要がある。	

令和元年度泉大津市教育委員会教育事務の 管理及び執行の状況に関する点検及び評価

1 外部委員の評価等

① 評価

事業名	評価結果	評価コメント
小学校給食事業	現行どおり	○業務の効率化のため公会計化の検討を進めていただきたい。卵以外の食物アレルギーへの対応の検討と安心安全な給食が提供できるよう衛生管理基準に適合する調理場の整備に向けた予算の合理的な活用を進めてください。
A L T 派遣事業 (英語指導助手派遣事業)	要 改 善	○A L T を採用する際には、模擬授業の実施や英語教員も関わるなど質の高いA L T が確保できるよう工夫してください。契約金額が周辺市町より低くとも、泉大津市の環境の良さをP R するなど工夫してください。
地域ぐるみの学校安全 体制整備推進事業	要 改 善	○予算は限定されているので、人的資源以外に防犯カメラや情報機器など、IoT機器とのネットワークを連携させて、多重的かつ効果的に事業を進めてください。
青少年育成事業 (生涯学習課)	要 改 善	○吹奏楽団の報償費の支払い方法を検討してください。市民研修施設を利用することで、事業の目的が達成されているとは考えられないので制度を廃止し、友好都市との新しい関係のあり方を考えてください。
青少年育成事業 (スポーツ青少年課)	要 改 善	○協議会自体が形骸化しているため、本来の目的が達成できるようにメンバーを入れ替えるなど運営を改善してください。

事業名	評価結果	評価コメント
留守家庭児童会運営事業、留守家庭児童会指導員配置事業、留守家庭児童会維持管理事業	要 改 善	○子どもの満足度の向上と保護者ニーズへの対応について、何に対応していくのかを明確にし、そのニーズに応えるよう適切な運営方法について、指定管理者制度のメリット・デメリットも精査した上で、検討してください。

② 総括意見

様々な業界において、ビジネスモデルは限界を迎えており、今までのやり方は持続できない状況にある。

教育行政も同じ状況にあり、今までと同じ価値観や考え方では課題を解決できない時代にきている。もちろん、残すべきもの、守るべきものはあるが、変えていかなければならないものは大胆に変えていかなければ、次の未来は創れない。

経営学に「創造的破壊」という言葉がある。持続的な発展のためには、古いものを破壊し、新しいものを創るという意識を持つ必要がある。

日々変化する社会環境や経済情勢の中で、より良い教育行政を推進するためには日頃、課題だと考える事業をこの委員会で点検、評価することで、PDCAサイクルを回し、事業を適切かつ実態にあった形に見直し、変化させていかなければならない。創造的破壊へのきっかけの場として、この委員会を活用していただきたい。

2 教育委員会の評価等

① 結果

事業名	評価結果	評価コメント
小学校給食事業	現行どおり	○会計の透明性の確保と学校の負担軽減を図るため、給食費の公会計化に向けた調査研究を進める。また、長寿命化など施設の改修時期に合わせ、衛生管理基準に適合する調理場の整備を進める。
A L T派遣事業 (英語指導助手派遣事業)	要 改 善	○A L Tの採用は、プロポーザル方式により実施しており、校長会会長が学校代表として選定に参加している。今後は、現場教員代表も関わるなど質の高い人材獲得に向けた検討を進める。 ○費用面においても、今回の改善策を検証しながら、現状の予算で工夫し、可能なことから取り組んでいく。
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	要 改 善	○防犯カメラやIoT機器等を活用するとともに、危機管理関係部署とも連携を図りながら、子どもの安全・安心の強化に努める。
青少年育成事業 (生涯学習課)	要 改 善	○吹奏楽団への報償費の支払いについては、どのような方法が最善なのかを検討する。また、契約研修施設利用助成事業については、他の事業における友好都市との取組みや目的達成の効果などを勘案し、廃止も含めて検討する。
青少年育成事業 (スポーツ青少年課)	要 改 善	○青少年育成協議会については、本来の設置目的が達成できるよう、学識経験者の活用や市民公募により委員を確保するなど、メンバーの入れ替えも視野に入れ、運営の改善に努める。

事業名	評価結果	評価コメント
留守家庭児童会運営事業、留守家庭児童会指導員配置事業、留守家庭児童会維持管理事業	要改善	○入会児童が楽しく過ごせるプログラムの充実や、市民ニーズの把握など、費用対効果を勘案しながら、指定管理者制度の導入も含め、適切な運営について、調査研究を進める。

② 総括意見

社会はこれまで経験したことのない速さで変化しており、将来の予測が困難な時代となっている。日々変化する社会環境や経済情勢の中、これまでのやり方は持続できない状況に立ち向かうため、伝統や文化に立脚した広い視野と志を高く持ち、時代の変化を受け止めながらも持続可能な教育行政を推進する必要がある。

このような認識のもと、今回の外部委員の評価にもあるように「守るべきものは守り、変えていかなければいけないものは変えていく」という意識を共有し、これからの教育行政に活用していきたい。これらにより、時代を切り拓く子どもたちが予測不可能な未来社会を自律的に生きていくことができる教育行政に取り組むものとする。



資 料

令和元年度（平成30年度事業）泉大津市教育委員会教育事務の
管理及び執行の状況に関する点検及び評価 実施イメージ

【法律改正の概要】

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】
【主要改正点】
1：教育委員会の責任体制の明確化（第1条の二）
■合議制の教育委員会は
①基本的な方針の策定
②教育委員会の規則の制定・改廃
③教育機関の設置・廃止
④職員の人事
⑤活動の点検及び評価
⑥予算等に関する意見を申し出
については自ら管理執行することを規定
■教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検及び評価を行うこととする（第27条）
2：教育委員会の体制の充実（第19条等）
3：教育における地方分権の推進（第3条、第38条等）
4：教育における国の責任の果たし方（第48条）
5：私立学校に関する教育行政（第27条の二）

（教育に関する事務の点検及び評価等）
第26条
1. 教育委員会は、毎年、その権限に属する事業（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育の権限に属する事務（向來第四項の規定により事務向職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。
2. 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に關し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

※平成27年4月1日一部改正
※第26条は変更なし

教育委員会
の所管事務

【法律の趣旨】
◎教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から法改正を行うもの。
◎点検評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法については、国が基準を定めるものではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定する。
◎教育に關し学識経験を有する者の知見の活用の方針については、評価の方法や結果に關して意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応すること。

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
1：学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
2：学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
3：教育委員会及び学校の他の教育機関の職員に關する他の人事に関すること。
4：学童生徒及び学童児童等の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
5：学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
6：教科書その他の教材の取扱いに関すること。
7：校舎その他の施設の施設及び教育具その他の設備の整備に関すること。
8：校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
9：学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
10：学校給食に関すること。
11：学校給食に關すること。
12：青少年教育、女性教育及び社会教育に関すること。
13：スポーツに関すること。
14：文化財の保護に関すること。
15：ユネスコ活動に関すること。
16：教育に關する法人に關すること。
17：教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に關すること。
18：広域及び教育行政に關する相感に關すること。
19：その他、区域内における教育に關する事務に關すること。

【泉大津市教育委員会の対応】

【点検及び評価についての方策】
1：令和元年度中に平成30年度分の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う。
2：このため、平成20年11月4日に制定した「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員会設置要綱」により令和元年度外部委員を作成する。
3：外部委員会を開催し、評価及び報告書を作成し、報告書を作成する。
4：点検及び評価結果を市議会に提出（報告）する。
5：点検及び評価の結果は、市ホームページ及び広報いずみおおつ掲載等により公表する。

具体策

■点検及び評価の手法
①点検及び評価の年次
点検及び評価を行う前年度（平成30年度）の事務の管理及び執行の状況
②点検及び評価の単位
点検及び評価は、法律第21条に規定する教育に關する事務のうち、原則として、事業内容や手法等において改善の余地・可能性があると見られる事業、費用対効果の点で見直しが必要ではないかと思われる事業、事業効果・成果が不明確であると思われる事業の観点から外部委員との議論が有意義と考えられる事業を、本市予算書における事務事業項目に基づき選定し、対象事業として点検及び評価を行う。
③点検及び評価の方法
各事業の目標に対して、その取組状況及び目標達成度（率）を担当課にて定性的に評価
④点検及び評価の観点
・事業の概要、事業費、事業の必要性
・事業の進捗・成果、外部との連携、活用の可能性、市内事業との統合・連携の可能性
・これまで実施した事務の見直し点、今後の課題（問題点）、方向性

意見の聴取

「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員会設置要綱」
（平成20年11月4日制定）
■設置目的
教育委員会教育事務の点検及び評価を行うにあたり、教育に關し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行状況に關する透明性の確保と市民への説明責任を果たすため。
（令和元年度）
□第1回外部委員会 6月3日開催
□第2回外部委員会 7月1日開催

外部委員の評価及び意見聴取
教育委員会にて報告書の作成
市議会へ報告書の提出（報告）
公表

教育委員会では、今回の点検及び評価の結果について、外部委員の意見を聴取し、また、点検及び結果を公表し、次年度以降の事業の立案に反映させることにより、事務の改善に役立つよう努めます。

泉大津市教育委員会の対応

関係法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の 状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と市民への説明責任を果たすため、泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

(庶務)

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の
状況に関する点検及び評価外部委員名簿

氏 名	学 識 経 験
つるさか たかえ 鶴 坂 貴 恵	教 授 摂南大学経営学部
くろだ たかゆき 黒 田 隆 之	准 教 授 桃山学院大学社会学部

泉大津市教育委員会所管の教育施設

(平成30年度)

施設名		所在地
小学校 8校	泉大津市立 戎小学校	河原町3番7号
	旭小学校	昭和町2番27号
	穴師小学校	我孫子1丁目12番10号
	上條小学校	東助松町3丁目13番1号
	浜小学校	小松町5番6号
	条東小学校	千原町2丁目12番1号
	条南小学校	宮町9番1号
	楠小学校	我孫子2丁目4番7号
中学校 3校	泉大津市立 東陽中学校	池浦町4丁目4番1号
	誠風中学校	泉大津市 池浦町4丁目1番1号
	小津中学校	助松町2丁目13番1号
幼稚園 5園	泉大津市立 旭幼稚園	昭和町4番38号
	穴師幼稚園	我孫子1丁目12番1号
	浜幼稚園	泉大津市 小松町11番20号
	条東幼稚園	千原町2丁目11番1号
	条南幼稚園	寿町16番16号
泉大津市教育支援センター		戎町3番41号
泉大津市立図書館		下条町11番35号
泉大津市立南公民館		楠町西1番7号
泉大津市立北公民館		東助松町4丁目8番4号
泉大津市立勤労青少年ホーム		下条町11番28号
泉大津市立織編館		旭町22番45号 テクスピア大阪1階
泉大津市立池上曾根弥生学習館		千原町2丁目12番45号
泉大津市立総合体育館		宮町2番50号

教育施設の状況

(平成30年度)

施設名		敷地保有面積 (㎡)	延面積 (㎡)	備考
小学校 8校	泉大津市立 旭小学校	11,314.71	8,028.56	
	穴師小学校	9,854.44	7,173.84	
	上條小学校	13,959.04	6,761.93	
	浜小学校	10,714.79	6,279.51	
	条東小学校	5,771.36	6,906.71	
	条南小学校	9,516.61	7,199.10	
	楠小学校	11,189.30	5,774.22	
	戎小学校	14,914.81	8,254.27	
小学校 合計		87,235.06	56,378.14	
中学校 3校	泉大津市立 誠風中学校	17,027.03	8,196.75	
	東陽中学校	14,661.10	9,421.31	
	小津中学校	15,731.81	7,832.01	
中学校 合計		47,419.94	25,450.07	
幼稚園 5園	泉大津市立 旭幼稚園	1,094.62	1,379.00	
	穴師幼稚園	1,797.39	1,567.00	
	浜幼稚園	2,284.29	1,245.48	
	条東幼稚園	3,145.82	1,692.91	
	条南幼稚園	2,995.22	1,750.09	
幼稚園 合計		11,317.34	7,634.48	
泉大津市教育支援センター		3,436.43	4,007.00	
泉大津市立図書館		1,599.16	1,800.46	
泉大津市立南公民館		1,315.56	1,683.30	
泉大津市立北公民館		1,566.19	1,587.81	
泉大津市立勤労青少年ホーム		1,785.76	1,020.00	
泉大津市立織編館		—	447.88	
泉大津市立池上曾根弥生学習館		—	934.27	公園内
泉大津市立総合体育館		9,693.03	5,735.78	

教育委員会事務局職員

平成30年4月1日現在

		その他	教育政策課	指導課	生涯学習課	スポーツ 青少年課
1	教育長	1				
2	部長	1				
3	理事（部長級）	1				
3	理事			1		
4	教育政策統括監	1(1)				
5	参事				1	
6	課長		1	1(1)	1(1)	1
7	参事（課長級）			2		
8	課長補佐			6	1	
9	人権教育担当長			1(1)		
12	専門官				1	
13	係長		3	2(2)	2(1)	2
14	総括主査		1			
15	主査		1			
16	事務・技術職員		2	1	2	2
合計		39	4	8	14	8
合計(実人数)		32	3	8	10	6

※ ()内の数字は職員数の内兼務者の人数

※ 再任用10名除く

